

一般廃棄物処理基本計画の改定にあたって

1 はじめに

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、23区の一般廃棄物の中間処理について定めるもので、国の「ごみ処理基本計画策定指針」（以下「策定指針」という。）に沿って概ね5年毎に改定することとしています。

平成27年2月の基本計画改定以降、国は平成30年〇月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会形成に向けた中長期的な方向性に関する指標に新たな目標を設定して、廃棄物の適正処理の更なる推進を目指しています。

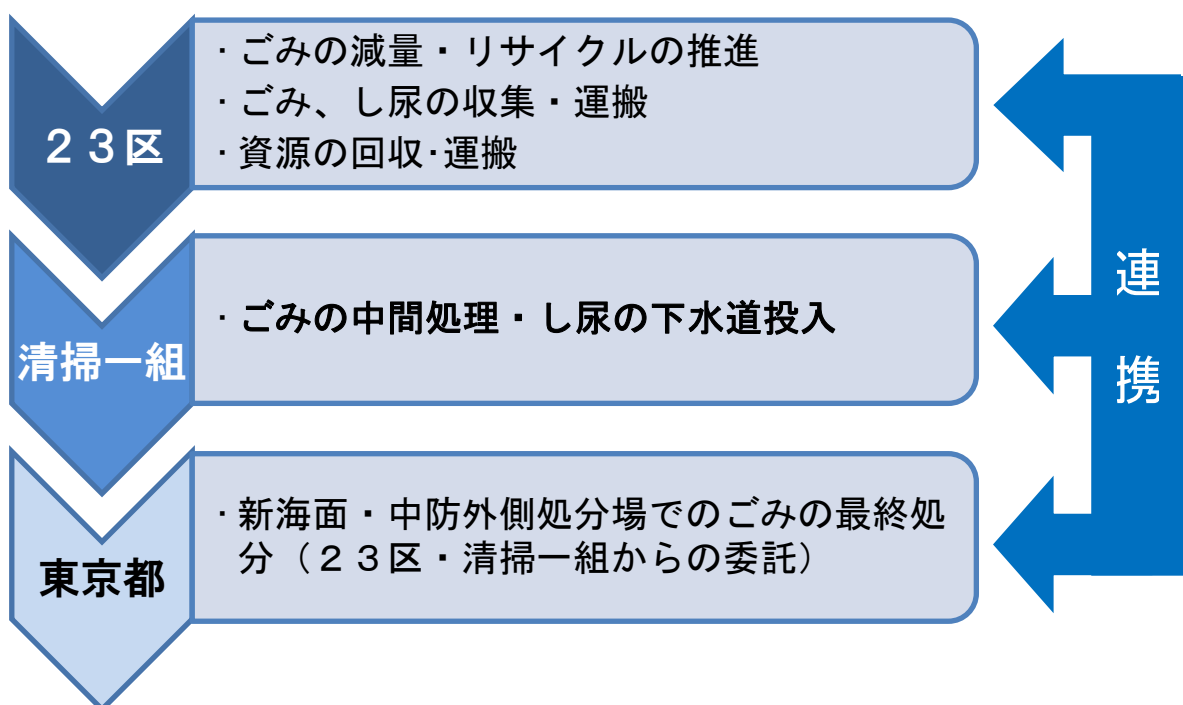
また、東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、東京の活力を維持・発展させていくため、『東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針』を策定するとともに、その方針を具現化する計画として、平成28年3月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。

こうした国や東京都の廃棄物処理に係る取組や社会環境の変化を踏まえ、現行基本計画から5年となる平成31年度を目途に基本計画を改定することとしました。

2 基本計画の内容

23区の清掃事業は、ごみ・し尿の収集・運搬を各区が、ごみの中間処理及びし尿の下水道投入を清掃一組が実施し、最終処分は東京都に委託して行われています。

このため、清掃一組の基本計画は、焼却処理等のごみの中間処理とし尿の下水道投入を内容とした計画となっています。

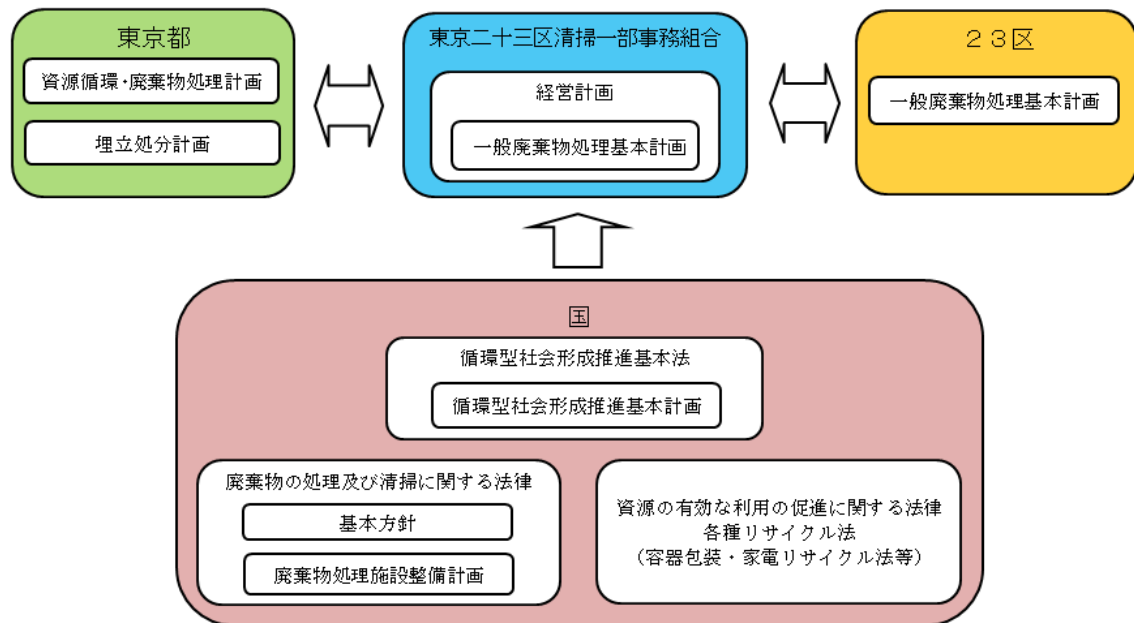


図－1 清掃一組・23区・東京都の役割

3 基本計画と各種計画との関係

本基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するもので、清掃一組の中・長期的な経営方針を示す「東京二十三区清掃一部事務組合経営計画（平成27年2月）」を踏まえ、一般廃棄物の中間処理等に関する具体的な取組について定めたものです。

また、本計画の改定にあたっては、図－2に示すとおり、国及び23区の清掃事業で連携する各区・東京都の計画等と調和を図って策定します。



図－2 各種計画との関係イメージ図

4 計画期間

改定後の計画期間は、平成32年度から平成46年度までの15年間とします。

また、国の策定指針に沿いおおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うこととします。